

## 地方分権の推進による都市自治の確立に 関する重点要望

真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくことが重要な課題となっている。

よって、国は、地方分権の理念を踏まえ、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう強く要望する。

### 1．地方分権の推進について

住民に身近な事務を中心として、都市自治体への更なる事務・権限の移譲や様々な関与の廃止、縮減を一層推進するとともに、第一次地方分権改革の残された最大の課題となっている国から地方への税源移譲等による地方自主財源の充実強化を早急に行う等地方行財政基盤を確立すること。

### 2．市町村合併に関する支援等の充実について

- (1) 市町村合併の推進に当たっては、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を強化するとともに、地域の実態や合併後の行政運営を十分考慮し、財政支援等適切な措置を講じること。
- (2) 合併特例法による財政支援等に関し、期限までに手続きが一定段階まで進んでいたものについて経過措置を講じること。
- (3) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合・整備等に要する経費について、明確な財政支援措置等を講じること。

以上要望する。

## 情報化施策の推進に関する重点要望

国は、世界最先端のIT国家になるという目標を掲げ、「e-Japan戦略」を策定し、現在、幅広い国民・事業者のIT化の促進を図っている。

一方、都市自治体においても、この国の取り組みと歩調を合わせ積極的に取り組んでいるところであるが、電子自治体の円滑な推進には多岐にわたる課題を解決していく必要がある。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要望する。

### 1．電子自治体の推進について

電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用について、財政面及び技術面の一層の支援措置を講じること。

また、電子申請、電子調達等のシステム整備に当たっては、地方公共団体における経費削減と業務の効率化等を図る観点から、共同利用の積極的促進を図ること。

### 2．住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営等について

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、第二次稼動へ向けてのシステム構築や今後の運用管理に係る経費等について、明確な財政支援措置を講じるとともに、不交付団体も含めた新たな財政支援制度の充実を図ること。

(2) 地方公共団体に対して正確で迅速な情報提供を行うとともに、全ての地方公共団体、国の行政機関及び指定情報処理機関等に対し、本人確認情報の保護措置の徹底を図り、法に定める目的以外に個人情報の利用が行われないよう、プライバシーの保護、責任体制の明確化等について万全の措置を講じること。

併せて、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組みや制度について、さらなる広報活動を実施すること。

(3) 個人情報保護の観点から、住民基本台帳の大量閲覧等について請求者の範囲の制限など、法的な措置を講じること。

以上要望する。

## 防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

阪神・淡路大震災を教訓とし、東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震などへの対応をはじめ、都市自治体は大規模地震に即応できる震災対策とともに、各種の災害に対応する総合的な防災対策等確立していくことが強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1．消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、これらの整備について財政措置の充実強化を図ること。また、災害時に避難場所となる公共施設の改修やヘリポート整備等について財政支援措置の拡充を図ること。
- 2．公共施設、防災拠点施設、避難路等に対する耐震診断並びに補強費用等について、十分な財政支援措置を講じること。
- 3．平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長するとともに、地震防災緊急事業5ヵ年計画対象事業に係る補助対象範囲を拡大すること。

以上要望する。

## 国民保護法制の早期明確化等に関する重点要望

武力攻撃事態対処関連法の成立に伴い、今後自治体が重要な役割を担うこととなる「国民の保護のための法制」については、武力攻撃事態対処法の施行の日から1年以内を目標に整備することとされているが、同法制は、国民の権利・義務とも密接な関係を有し、その検討事項は多岐に及ぶことから、その整備に当たっては、地方公共団体や民間機関等からの意見聴取等をはじめとして密接な調整を図ることが不可欠である。

よって、国は、次の事項について、積極的な対応を図るよう強く要望する。

- 1．国と地方公共団体の具体的な責務や役割分担、費用負担、情報提供など、地方自治体や市民に関わりのある事項について、早期に具体的内容を明確にすること。
- 2．「国民の保護のための法制」等の整備に当たっては、地方自治体に対して十分な説明を行うとともに、その意見を尊重すること。

以上要望する

# 税源移譲を基軸とした三位一体の改革の 推進等に関する重点要望

税源移譲を基軸とした三位一体の改革の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられること。

## 1．税源移譲を基軸とした三位一体の改革の推進について

(1) 地方分権の推進に向けて、都市自治体がその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小し、自主・自立できる地方行財政基盤を構築する必要がある。

このため、基幹税である所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への税源移譲等を早期に実現し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築すること。

(2) 地方交付税については、所要の改革を進めるとともに、地域間で税源が偏在するなかで一定の行政水準を確保するためには、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要であることから、引き続き両機能を堅持し、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税率の引上げを含め、所要総額を安定的に確保すること。

(3) 国庫補助負担金については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、概ね4兆円程度を目途に廃止、

縮減等の改革を行うこととされたが、地方で引き続き実施すべき事業については、削減額に見合う税源移譲を同時に実施し、基幹税の充実を基本に地方財源を確保すること。

また、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならないこと。

## 2．固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行の負担水準の上限である70%を堅持するなど、その安定的確保を図ること。

## 3．長期・低利の良質な地方債資金の安定的確保について

生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

以上要望する。

## 介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金を25%とし、調整交付金を別枠とすること。
- 2．低所得者に係る国の特別対策については、自己負担の軽減策が十分でないことから、抜本的に検討し、国の制度として、財政措置を含めて総合的統一的な対策を講じること。
- 3．老齢・退職を事由とする年金以外の年金を特別徴収の対象とすること。
- 4．有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対して住所地特例を適用すること。
- 5．介護保険事務費交付金については、市町村の超過負担が生じているので、実態に見合った所要額を確保すること。

以上要望する。

## 国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度の現状に鑑み、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国が保険者となって、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- 2．当面の措置として、国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

以上要望する。

## 少子化対策に関する重点要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。
- 2．保育所運営費の保育単価を改善するとともに、同運営費負担金の見直しを行う場合には、税源移譲等により、所要額の確保を図ること。

以上要望する。

## 廃棄物に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．廃棄物処理施設等について

(1) ダイオキシン類の発生を抑制するための廃棄物処理施設の新設及び改修について、施設の大小にかかわらず十分な財政支援措置を講じること。

(2) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく廃棄物焼却施設の解体撤去工事費に対し、財政支援制度を創設するなど財政措置の拡充を図ること。

2．容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

3．家電4品目のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

以上要望する。

## 義務教育施策等に関する重点要望

義務教育などの充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．義務教育費国庫負担制度の見直しを行う場合には、同制度の果たしてきた役割等に鑑み、税源移譲等により、所要額を確保すること。
- 2．教職員配置の充実について
  - (1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置のさらなる充実を図ること。
  - (2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置に対し、十分な支援措置を講じること。
- 3．幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。

以上要望する。

## 米政策の推進に関する重点要望

米政策の推進を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．米政策の推進に当たっては、国の責任を明確にするとともに、制度全体を簡素化し、理解しやすい仕組みとすること。
- 2．生産者及び生産者団体の自主的な取組みを強化し、生産者団体が主体となって推進する体制の確立を図るとともに、都市自治体の事務が煩雑にならないようにすること。
- 3．各種の米政策を推進するに当たっては、中山間地域など地域の実情を十分考慮した施策とすること。
- 4．産地づくり推進交付金の創設に当たっては、農家経営の安定に十分配慮するとともに、必要な予算を確保すること。
- 5．水田農業経営確立推進交付金については、都市自治体の財政負担とならないように適切な措置を講じること。

以上要望する。

## まちづくり及び道路整備等に関する重点要望

まちづくりの推進及び道路整備の促進等のため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に聞き、地方の実情、ニーズに即した内容とすること。
- 2．都市計画及び建築基準等については、市町村が自ら定められるよう関係法令の改正を図ること。

また、個性豊かなまちづくりを進める上で、条例の実効性が確保できるよう関係法令の整備を図ること。

- 3．中心市街地活性化対策を強力に推進するため、都市等の取組みに対する関連予算を確保するとともに、中心市街地整備推進機構（TMO）の育成などを含め、総合的な支援策を講じること。
- 4．道路特定財源については、地域のニーズを十分勘案し、これを堅持すること。

さらに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方の道路整備財源の充実を図るとともに、地方道路整備臨時交付金の改善を行うこと。

- 5．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実

情等を十分勘案するとともに、必要な国費・事業費を確保し、早期に着工、完成させること。

以上要望する。

## 生活交通維持対策に関する重点要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費の必要な予算を確保するとともに、地方の実態にあった補助制度の拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線について、更なる財政措置を講じるとともに、必要な予算を確保すること。

### 2．地方鉄道について

- (1) 地域交通ネットワークに不可欠な地方鉄道の経営安定化を図るため、抜本的な政策の見直しを図ること。
- (2) 地方自治体が地方鉄道に対し経営安定化のため行っている各種の施策について、財政支援の拡充強化を図ること。

以上要望する。

## 自動車の不法投棄対策に関する重点要望

自動車の不法投棄対策の徹底を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、不法投棄車の迅速な処理が可能となるよう関係法令規定を整備すること。

また、路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。

さらに、離島の特殊要因を考慮し、必要な措置を講じること。

- 2．自動車リサイクル法に係る関係政省令を策定するに当たっては、都市自治体の意見を十分取り入れること。

また、国民等に対する広報活動を充実すること。

以上要望する。

## 中小企業対策等に関する重点要望

中小企業対策の推進及び地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進するとともに、関係予算の確保を図ること。
- 2．中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
- 3．地域産業を活性化させるため、新事業創出や高付加価値の新産業等に対し積極的かつ総合的な支援措置の拡充を図ること。

以上要望する。